



最近気になった話題、寄せ集め

* (前回の追跡記事)

でんさいネット、来年稼働に

前回は「電子手形」について取り上げましたが、先月行われたシンポジウムで紹介されていた「でんさいネット」について追跡の形でお伝えいたします。

まず前回のおさらい。「手形」は商取引に基づく決済手段として「紙のもの」を振出して利用しますが、「電子手形」はそれを電子的な記録の形で管理するものです。

電子手形では、取立ての必要がなく、期日に取引口座に自動入金されます。また電子手形では、通常の手形と同様に割引や裏書（譲渡）ができる他、手形を分割して割引や譲渡をすることも可能になっています。

実際のやりとりはパソコンの他にFAXでも行うことができるようですが、電子手形が利用できる金融機関は限られているのが現状です。

では「でんさいネット」とはどういうものか？「でんさいネット」は来年5月に開業が予定されている電子債権サービスです。

「電子手形」が現行の手形制度をベースにさらに利用しやすくしたものであるのに対して、「でんさいネット」は商取引で生じた債権そのものを電子的記録によって管理することを目的としたものです。

この「でんさいネット」は全銀協が設立する株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する決済機関です。そのため利用できる金融機関が限られた「電子手形」と違い、「でんさいネット」はすべての金融機関の参加が予定されています。

実際の運用方法については、ほぼ「電子手形」と同様のものになることが予定されています。

「でんさいネット」が開業した後も「電子手形」は継続して運用され

るようです。では「電子手形」と「でんさいネット」の違いは何か？

「電子手形」は、手形でいう振出人が大企業である場合には自社の信用力を利用した資金調達手段の提供が可能となり、受取人にとっては自社の与信枠を使うことなく大企業の信用力で資金を調達できるメリットが想定されています。

一方「でんさいネット」は、中小企業や個人事業主が多く取引先との債権管理を行う上で利用しやすく、また振込や手形、売掛債権といった複数の支払手段を一本化して容易に管理することもできるようになります。

今後は金融機関や事業者団体などで「でんさいネット」についての勉強会などが開かれるかもしれません。まずはどういったものかを知っていただくとよいかと思います。

<連載>◇法務のつぶやき◇ 第11回 自炊ってなに？著作権の重さ

以前見たニュースで、手元にある書籍などを丸々一冊分スキャンしてデータ化する「自炊」と呼ばれることが注目されていることを知りました。また最近電車の車窓から「自炊」を代行する業者の看板を見つけました。

通常個人的な使用の目的に限って

書籍等をコピーすることは許されています。しかし商業目的での使用やインターネットでの公開などを著作権者の許可なく行うことは許されていません。

「自炊」そのものは違法な行為ではありませんが、それによってデータ化された書籍が無断で公開されて

いる事例もあることから「自炊」そのものが注目されています。

ホームページやブログなどでも他人の文章や記事を無断で引用することも以前から問題になっていますが、パソコンやインターネットがこれだけ普及している今、著作権についてもっと知る必要があります。

<あしがき>

ところでみなさんは「囲碁」をされますでしょうか？私はしたことがなかったのですが、少し以前に思い立って囲碁を覚えようと思いました。それからしばらく興味が遠ざかっていたのですが、最近囲碁の入門ソフトを勧められてまた少し覚え始めています。

この頃若い女性の中で囲碁に興味を持つ人「囲碁ガール」が増えていくようで、とても不思議に感じています。マンガの影響など理由はいろいろありそうですが、白黒の石を交互に置きあうという単純な動作なので、とっつきやすいのは私も感じています。

*季節に関わる言葉を選んでお伝えします。

<今月の風物>

収穫の秋、霜降、小春日和

<今月の時候>

秋冷の候・仲秋の候・錦秋の候・朝寒の候・夜長の候・秋雨の候・秋麗の候